# 学術雑誌『イノベーション・マネジメント』に関する 著作物利用許諾契約の基本方針

### 著作物利用許諾契約締結者

【著作権者】著者個人(以下、「著者」という。)

著者

【出版者】法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

## 概要

#### ◆著作権を保持

◎学術雑誌『イノベーション・マネジメント』
(以下 「木蛙」という ) コンテンツ

(以下,「本誌」という。) コンテンツ の著者本人による利用に,一定の制約。 ◆対価 ◎投稿:無償 (贈呈:本誌2部,抜刷50部) ◎寄稿:原稿料 (贈呈:本誌上限5部・抜刷上限50部)

○著作物を本誌以外に利用する権利。

◆著作物利用許諾

◎著作物を本誌の一部として出版・ Web公開する権利をライセンス。 ◆編集・発行(作業は印刷業者) ◎複写,版面作成,電子化(同上) ◎頒布、Web 公開

出版者

#### 基本方針

- 1 学校法人法政大学の研究機関として、イノベーションに関する研究の成果を広く社会に公開し、 若手研究者育成に貢献する。
- (1) 研究成果の電子化公開による研究促進のため、出版者が著作物を電子化し、本誌出版後、出版者の指定する時期に、出版者および出版者指定のWebページで公開する。
- (2) 特別な理由がない限り、著者本人が著作物を電子化する必要はなく、出版者による電子化公開後は、著者個人のWebページや著者所属の機関リポジトリから、出版者指定の公開先Webページ等へのリンクの設定を推奨する(この場合、本誌初出と明記することが必要である)。
- (3) 出版者指定の電子化公開時期は、以下のとおりとする。
  - a 投稿によるものは、著作物が掲載された本誌の発行と同時期。
  - b 出版者の依頼に基づく寄稿によるものは、著作物が掲載された本誌発行から12ヵ月後 (この場合、著作物が掲載された本誌の発行から12ヵ月間は、電子化公開しない)。
- (4) 著者所属の機関リポジトリへの登録に際し、別途、著作物の電子化が必要な場合は、前項のと おり、出版者が指定する電子化公開時期以降に、本誌の版面をそのまま使用せず、著者本人の 作成による最終原稿を用いて行うものとする。
- 2 印刷媒体による学術雑誌『イノベーション・マネジメント』の発行を継続する。
- (1) 本誌の査読・編集・発行に必要な費用は、出版者が支出する。ただし、投稿者が出版者へ支払 う投稿料の支出は除く。
- (2) 本誌の販売および電子化公開に際し、次項のとおり、一定の制約を設ける。

#### 3 契約締結による著作物利用ポリシー

- (1) 本誌に掲載された著作物の著作権は著者に帰属する。詳細は「著作物利用許諾契約書」に別に定める。
- (2) 出版者からの掲載前指定期日までに、「著作物利用許諾契約書」の締結が必要。同契約により、 発行後、出版者が全文を電子化しインターネットで公開する。前述の期日までに同契約を締結 しない場合、投稿によるものは掲載取り下げとみなす。寄稿によるものは、本誌編集委員会が、

著者へ契約締結を促す。

- (3) 著者の許諾により、著作物に関する出版物としての複製・頒布、電子化による複製・Webページでの公開(公衆送信)および翻訳・翻案ならびに二次的利用の権利を出版者が占有する。
- (4) 著者の委任により、本誌として出版された版面を利用する著作物の複写に係る権利(公衆送信権および複写により生じた複製物の譲渡権を含む)を出版者が管理する。
- (5) 本誌の出版後であって、著者または第三者が正当に、著作物を利用・再利用・リンク設定・転載する場合は、本誌初出を明記することを条件とする。
- (6) 著者による、著作物利用時の出版者への許諾要否

  - (a) 本誌の版面をそのまま使用せずに、著作物を転載する場合(加筆修正を含む)は、出版者の許諾不要。
  - (b) 本誌の版面をそのまま使用して転載する場合は、出版者の事前許諾が必要。
  - b 著者本人が、教育機関における授業のために紙媒体で複製するケース 本誌の版面をそのまま使用して複写(コピー)可能であり、出版者の許諾不要。
  - c 著者本人が、図表等を再利用するケース
  - (a) 印刷媒体で、著者本人の別の著作物(別タイトルの書籍や学位論文)への転載や学会発表等で再利用する際は、本誌の版面をそのまま使用せずに、本誌編集過程で出版者や出版者指定の印刷業者が作成した図表等を使用する場合に限り、出版者の許諾不要。
  - (b) 電子媒体で、出版者が関与しないWebページへの掲載や別の電子媒体への収録等に再利用する場合は、出版者の事前許諾が必要。
  - d 著者本人が、電子媒体で、Webページから公開するケース
  - (a) 特別な理由がない限り、著者本人が著作物を電子化する必要はない。出版者による電子化 公開後、著者個人のWebページや著者所属の機関リポジトリから、出版者指定の公開先 Webページや電子化公開中の著作物にリンクを設定する場合は、本誌初出と明記してい れば、出版者の許諾不要。
  - (b) 寄稿によるものは、著作物が掲載された本誌の発行から12ヵ月間は、電子化公開しない。 特別な理由により、非公開指定時期に、電子化公開を希望する場合、著者と出版者の協議 により決定する。
  - (c) 著者所属の機関リポジトリへの登録に際し、別途、著作物の電子化が必要な場合は、1(3) のとおり、出版者が指定する電子化公開時期以降に、本誌の版面をそのまま使用せず、著者本人の作成による最終原稿を用いて行うものとする。この場合、出版者への許諾不要。
- (7) 第三者による、著作物の引用・転載
  - a 本誌に掲載された著作物の引用 著作権者である著者の判断に委ねられる。出版者は、第三者による引用には関知しない。
  - b 本誌に掲載された著作物の転載
  - (a) 本誌の版面をそのまま使用せずに、第三者が著作物を転載する場合の許諾は、著作権者である著者が判断する。出版者は、版面を使用せずに第三者が行う転載には関知しない。
  - (b) 本誌の版面をそのまま使用して第三者が行う、著作物の転載に関しては、原則として、出版者は、著作物利用許諾契約書に基づき転載の許諾を行わない。なお、著者と出版者が同意のうえ、第三者に転載を認める場合は、出版者が著者と協議して具体的条件を決定し、第三者へ提示する。

## (参考) 電子化公開時期

	本誌出版時	本誌出版から12ヵ月間	本誌出版から 12 ヵ月経過後		
投稿によるもの	本誌出版時に、出版者が電子化し出版者指定のWebページで公開(※)。				
寄稿によるもの	原則, 本誌出版から12ヵ月間は, 電子化非公開。 非公開指定時期に, 電子化公開を要する場合は, 改めて出版者と協議して決定。		出版者が電子化し、出版者指定の Webページで公開(※)。		

- (※) 特別な理由がない限り、著者本人が著作物を電子化する必要はない。
- (※) 著者または第三者による著作物利用許諾は、「3 契約書締結による著作物利用ポリシー」に記載のとおり。

#### (参考) 3 契約締結による著作物利用ポリシー (抜粋)

(6) 著者による、著作物利用時の出版者への許諾要否(7) 第三者による、著作物の引用・転載

使用者	本誌に掲載さ	された著作物の利用目的・方法	出版者の許諾要否	必要条件	
(6) 著者 本人	a 印刷媒体	(a) 著者本人の別の著作物 (別タイト ルの書籍や学位論文) に転載するケース (加筆修正を含む)	版面を使用しない 場合は、不要	-	
		(b) 本誌の版面をそのまま使用して転載する場合	事前許諾が必要		
	b 教育機関における授業のための紙媒体による複製		版面を使用する場 合でも、不要		
	c 図表等の再利用: 印刷媒体の場合	(a) 著者本人の別の著作物 (別タイトルの書籍や学位論文) への転載や学会発表等による再利用	版面を使用せず、 本誌編集過程で出版者(指定印刷)業者を含む)作成の 図表等を使用する 場合は、不要	本誌出版後 であって, 初出を明記 すること。	
	c 図表等の再利用: 電子媒体の場合	(b) 出版者が関与しないWe bページ への掲載や別の電子媒体への収録等によ る再利用	事前許諾が必要		
	d 電子媒体: Web公開 (参考)	(a) 出版者による電子化公開後,著者個人のWebページや著者所属の機関リポジトリから,出版者指定の公開先Webページや電子化公開中の著作物にリンクを設定する場合	電子化複製後の版 面を使用する場合 でも、不要		
	出版者指定時期や技術 的に問題がなければ、 著者本人が著作物を電 子化する必要はない。	(b) 寄稿によるものは、著作物が掲載された本誌の発行から12ヵ月間は、電子化公開しない	_	特別な理由で、電子 化公開時期を早め る場合、出版者との 協議により決定。	
		(c) 著者所属の機関リポジトリへの登録に際し、別途、著作物の電子化が必要な場合は、出版者指定の電子化公開時期以降に、著者本人作成の最終原稿を使用	版面を使用しない 場合は、不要		
(7) 第三者	a 引用	(参考) 著作権者である著者が判断する。 出版者 は、第三者による引用には関知しない	不要 (著者が判断)	本誌出版後であって,	
	b 転載	(a) 本誌の版面をそのまま使用せずに, 第三者が著作物を転載する場合の許諾 は,著作権者である著者が判断する	版面を使用しない 場合は、不要 (著者が判断)	初出を明記 すること。	
		(b) 本誌の版面をそのまま使用して第 三者が行う,著作物の転載	原則として、出版 者は、「著作物利用 許諾契約書」に基 づき転載の許諾を 行わない。	(例外) 著者と出版 者が同意し第三者 に転載を認める場 合, 出版者が著者と 協議した具体的条 件を第三者へ提示。	